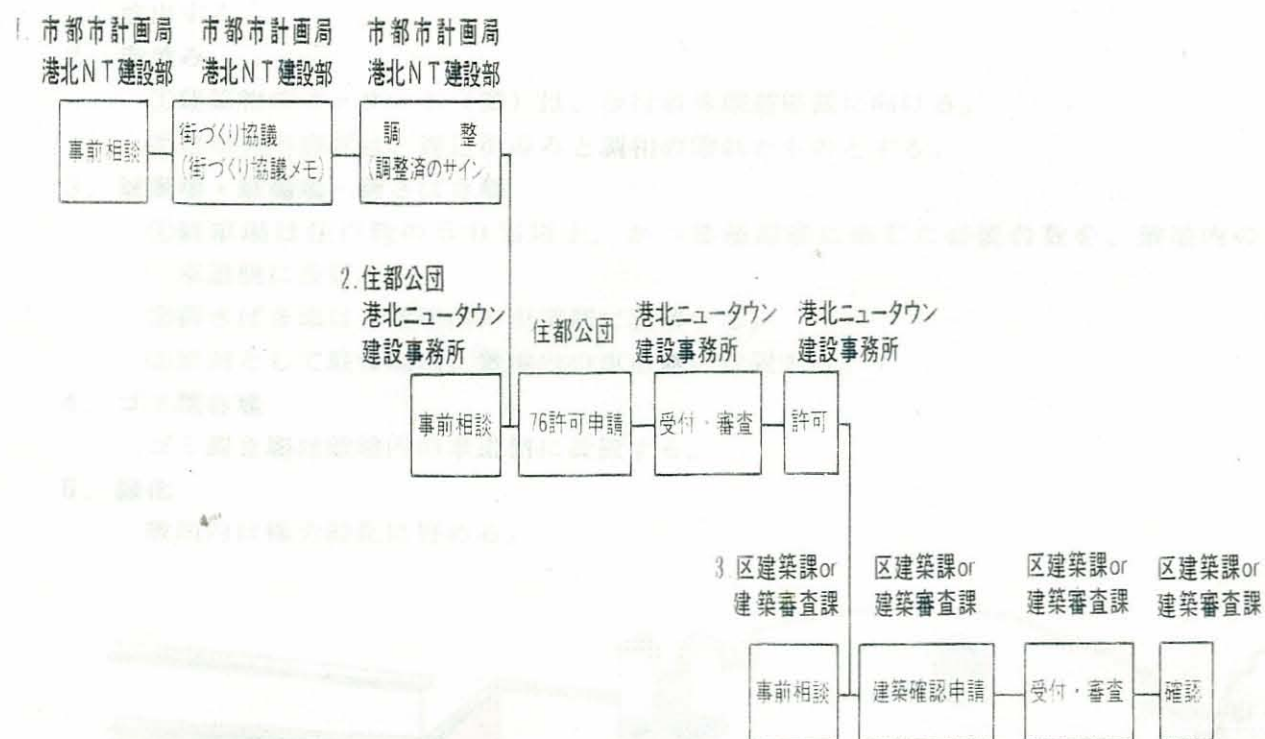


東山田近隣センター街づくり申し合わせ事項区域内の建築確認申請等手続きの流れ



1. 「街づくり申し合わせ事項」に関する手続き

横浜市都市計画局港北ニュータウン建設部事業調整課 ☎671-2682

2. 土地区画整理法76条許可申請に関する手続き

住宅・都市整備公団港北開発局 ☎943-7407 港北ニュータウン建設事務所 ☎942-2481

3. 建築基準法に関する手続き

港北区建築課 ☎543-1212 緑区建築課 ☎933-1212 建築局建築審査課 ☎671-2937

お問い合わせ先

(財) 港北ニュータウン生活対策協会 ☎942-8745

発行：(財) 港北ニュータウン生活対策協会

協力：東山田近隣センター地権者会議，横浜市都市計画局港北ニュータウン建設部，住宅・都市整備公団港北開発局

港北ニュータウン

東山田近隣センター街づくり申し合わせ事項



HIGASHIYAMATA

●目的

東山田近隣センターにおいて、近隣センターにふさわしい商環境、住環境を維持し、調和の取れた街づくりを目指すことを目的とし、次の事項について申し合わせる。

1. 壁面後退

歩行者専用道路に面する建築物の外壁や柱の面は、極力後退し商店街の賑わいを演出する。

2. 街並み

- ①建築物のファサード（顔）は、歩行者専用道路側に向ける。
- ②建築物の意匠は、周辺街並みと調和の取れたものとする。

3. 駐車場・駐輪場・荷さばき場

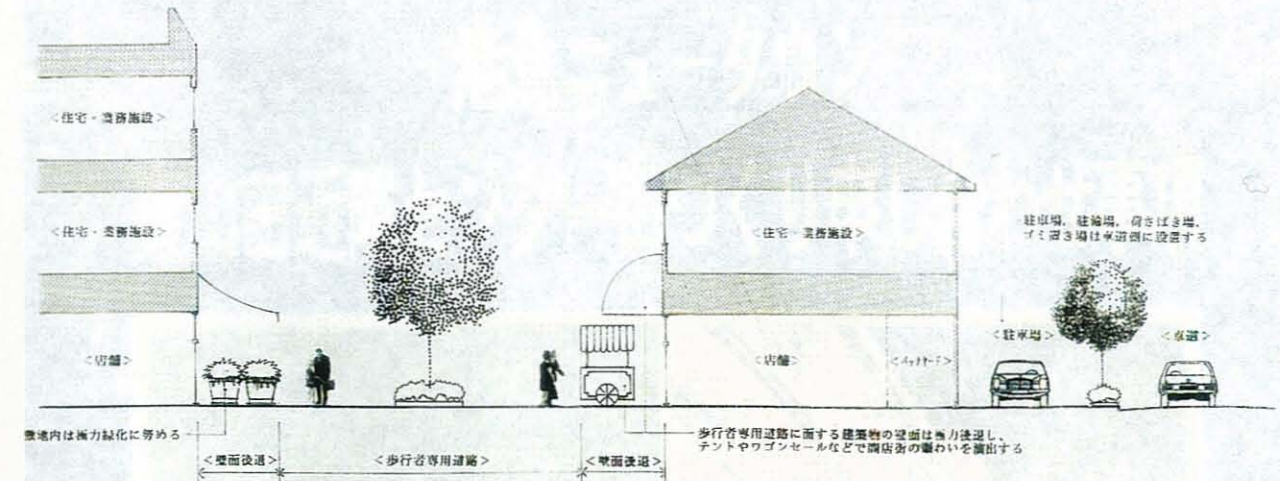
- ①駐車場は住戸数の50%以上、かつ業務形態に応じた必要台数を、敷地内の車道側に設置する。
- ②荷さばき場は、敷地内の車道側に設置する。
- ③原則として駐輪場は、敷地内の車道側に設置する。

4. ゴミ置き場

ゴミ置き場は敷地内の車道側に設置する。

5. 緑化

敷地内は極力緑化に努める。



6. 建築物の用途

歩行者専用道路に面する建築物の1階部分の用途は、物販、飲食、サービス店とし、極力住宅、業務等の使用を避ける。

7. 効力の発生

この申し合わせ事項は平成6年7月1日から施行する。

平成6年7月1日

東山田近隣センター地権者会議

